

枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件 新旧対照表（正誤表）

○枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和 49 年 8 月 6 日農林省告示第 757 号）  
（誤）

改正後	改正前
1 （略）	1 （略）
<p><b>2 引用規格</b> 次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版を適用する。</p> <p><b>JAS 0600-1</b> 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 －第 1 部：一般要求事項</p>	（新設）

（正）

改正後	改正前
<p><b>1 適用範囲</b> この格付の表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定に基づき行う枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。</p>	<p><b>1 適用範囲</b> この表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定に基づき行う枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。</p>
<p><b>2 引用規格</b> 次に掲げる引用規格は、この格付の表示の様式及び表示の方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの格付の表示の様式及び表示の方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。</p> <p><b>JAS 0600-1</b> 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 －第 1 部：一般要求事項</p>	（新設）

※下線は改正箇所